

Title	金解禁の可否
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎(Takagi, Senjirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1924
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.3, No.3 (1924. 11) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19241128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19241128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 法學研究

## 第三卷 第三號

### 金解禁の可否

高城 仙次郎

米國の「弗」に對する「圓」相場の著しく低落する毎に金輸出禁止の解除が問題となるが、十月上旬に於て又もや邦貨百圓に對する弗相場が四十弗以下に低落した爲めに、金解禁の是非が再び盛んに論議せらるゝに至るかも知れないと思はれる。金輸出禁止の解除を主張せる者の動機は人に依りて多少異なつて居つて其の推論も自ら一様でない。今假りに主張の動機を基礎として解禁論者を分類するとすれば左の如くなるであらう。

#### 一、輸入商

金解禁の可否

二、外國産の原料品を用ゆる製造業者

三、自由主義者

四、我國の體面を顧慮する者

五、國民經濟の受くる損失を憂ふる者

六、物價調節論者

本稿に於て此等の金解禁論を順に紹介し且つ短評を加へたいと思ふ。

此の中(第一)輸入商が金解禁を主張するは勿論自己主義に基いてゐる。「弗」に對する邦貨の相場が平價より二割低くければ、米國より輸入する貨物に對して二割高の支拂をなさなければならぬ。従つて輸入貨物を國內にて販賣するには勢ひ同じく二割價格を引上げざるを得ない。而かも米國商品が二割騰貴すれば、同種類の内國品が二割上騰せざる限り、米品に對する需用が減退し、輸入商は夫れ丈け損失を蒙ることになる。勿論邦價「圓」の低落は米國品のみの輸入を阻害するに止まらずして、總ての外國品の輸入販賣に對して略ぼ同様影響を及ぼすものである。如何となれば「弗」に對する「圓」の相場が低落すれば、他國の通貨に對する邦貨の相場

は爲替相場裁定の作用に依りて、弗に對すると略ぼ同率に低下するからである。金解禁論者が主にも「弗對圓」の相場を出發點として論議を進め、他の諸外國との關係を重視せざるは他の諸外國の殆んど全部に於ける通貨の對外價值が我國の「圓」の對外價值よりは著しく低落してゐる結果として、「圓」の相場が「弗」に對して平價より二割内外暴落しても尙ほ他國の通貨に對しては大多數の場合に於て平價若しくは平價以上に相當してゐるからであらうと思はれる。而かも斯くの如く「圓」の相場が他の諸外國に對して平價以上に相當してゐるとしても、「圓」の相場が低落する毎に輸入品の價格は其低落率に比例して騰貴せざるを得ないのであるから、輸入商が金の解禁を熱望するは當然のことであると云はざるを得ない。今假りに金の輸出解止を禁くとすれば、「弗對圓」の相場は平價を恢復し、米國のみならず、總て外國より輸入する貨物は大約二割低落することになるであらう。さすれば輸入は膨脹し輸入商の利益も増加することゝ思はれる。然しながら一國家の經濟政策は國民の一少部分たる輸入商のみの利害を顧慮して之を更改す可きでないと言ふまでもない。

次に(第二)外國産の原料品を用ゆる製造業者の金解禁論も亦多くの場合に於て利益打算主義より出發してゐると思はれる。若し金禁論の解除の爲めに爲替相場が平價に恢復すれば、製造の原料品例へば紡績に於ける棉花の輸入價格が二割程低落する。假りに生産費の一半が原料費であるとすれば、金の解禁は生産費を一割軽減することになる。生産費が一割減少したる際に、賣價を従前の通りとすれば、外國産の原料を用ゆる製造業の利益は一割増加する。又、假りに製造品の賣價に對して一割の値下を行へば、需用が刺戟せられて販賣量が膨脹するから、此種製造業の利益は矢張り増加することになる。

又、外國産の原料を用ゐて製造したる貨物は「圓」の低落せる結果として生産費増嵩せる爲めに輸出が困難であるから、國民經濟上より觀て「圓」の低落は不利益であるとの説が行はれてゐる。成程生産費が増加せる爲めに市價が騰貴し、市價が騰貴せる結果として、輸出が幾分阻止せらるゝの傾向を呈す可きことは考へ得らるゝが、「圓」が米貨「弗」に對して低落した際には、他國の通貨に對しても上述の如く略ば同一の程度に於て低落するのであるから、爲替相場以外の事情に於て何等變化な

き限り、「圓」の對外價值が低下した丈では、外國産の原料を用ゆる製造業者が著しき損失を蒙る筈はない。例へば「弗」に對する「圓」の相場が平價より二割下落した結果として、綿糸若しくは綿布の生産費が既述の如く一割(二割に非ず)に増加するか、國內に於ける市價は従前よりも一割騰貴するに相違なからうが、是れが爲めに海外輸出が阻止されるとは思へない。何故となれば、海外に於ける我國の綿糸又は綿布輸入者に對しては我國に於ける右の一割の騰貴は輸入國の通貨を以て計算すれば一割の騰貴に相當せざるのみならず、却つて約一割の低落になるからである。従つて若し外國市場に於て此種の貨物が「圓」の相場低落後依然として低落前と同一の價格を以て販賣することが出來るとすれば、外國産の原料を用ゆる製造業は「圓」の低落の爲めに損失を蒙るよりも寧ろ幾分か利益を受くる筈である。

要するに、外國の原料に依頼する我製造業が「圓」の低落に依りて受くる影響は販路が内國であるか將た又外國であるかに依りて異なつてゐる。即ち内國に於て販賣する部分に對しては「圓」の低落は損失を蒙り、海外に輸出する部分に對しては何等の影響を及ぼさざるか或は却つて幾分かの利益を齎すものである。

次に第三自由主義者の金解禁論は概して個人主義的經濟思想より出發してゐるのであつて、現時の如く金の輸出に制限を加へて、貨物並に正貨の輸出入を不自然になし置くの不得策を高調し、金の解禁に依りて一時的の不利を招くことあるも、此際之を斷行し國民經濟をば自然狀態に恢復せしむることを主張してゐる。若し世界の各國若しくは其の大多數が或は又強大國の全部のみにても完全なる金本位制を實施し、金の輸出入に何等の制限を加へてゐないとすれば、我國も其の例に倣ひて正貨の輸出を自由にすることが得策であるに相違ない。金本位制が完全に維持されてゐる際に、若し我國に於ける物價が著しく騰貴すれば、貨物の輸入が刺戟せらるゝと同時に、又一方に於ては貨物の輸出が減退するの結果として、且つ又夫れと同時に輸入超過の決済上正貨が流出し、其正貨の流出には國內に於ける中央銀行券の收縮を伴ふ結果として、物價は内外の平衡を恢復せしむる點まで低落するの傾向を有してゐる。又、正貨の輸出入が自由である爲めに、爲替相場も現送點を越へて騰貴することがない。従つて輸出入業者は安心して外國の商人と賣買の契約を結ぶことが出来る。斯くの如き狀態の下に於てのみ國民經濟

の健全なる發達を期待し得るのである。

然るに現時の如く金の輸出に嚴重なる制限を加へてゐる際に於ては、金が自由に放任せられてゐる時程に海外に流出しない爲めに、國內の通貨が收縮す可き丈け收縮せず、物價も従つて比較的、高く維持せらるゝの傾向を有してゐるから、若し平準爲替相場の維持並に物價の内外的平衡を實現せしめんと欲したならば、金の禁輸を解くを一策とするのである。然しながら、今日突然金の輸出を絶對に自由にするれば、「圓」の相場は「弗」に對して平價を恢復するが、同時に貨物の輸入が激増し且つ正貨が滔々として流出するに違ひない。貨物の輸入が更に激増しては、物價は低落するであらうが、同時に多數の破産者を出し、經濟界は更に一層大なる不景氣に襲はるゝことになる。尤も現下の經濟界の病根を芟除するには、多少の犠牲を忍びて外科手術を斷行するの必要があると説く者もある。外科手術と云へば病根を全く除去する最上の手段であるが如く聞ゆるも、常に然りと云ふを得ない。外科手術が成功することもあれば、又失敗に終ることもある。且つ病人に手術を行ふには、其病人には手術に堪え得る丈けの體力があるか否やを先づ明かにしな



ければならぬ。病苦の爲めに衰弱せる患者に痲酔劑を施して手術を加へたる後患者が再び意識を恢復せずして死去することが往々ある。勿論一國の經濟政策が如何に拙悪のものであつても、夫れの爲めに國民全體が直ちに經濟的に破滅すると云ふが如きことは想像出業ないが、若し一度び政府が誤れる政策を探らんか、國民が夫れが爲めに數ヶ年乃至十數ヶ年に亘りて困窮するに至ることなしとは云ひ難い。従つて濫りに一刀兩斷の處置を探るは宜しくない。須らく金解禁の諸方面に及ばず影響を慎重に顧慮したる後にて始めて其の可否を決定す可きである。

金の解禁は上述の如く貨物の輸入を促進するの結果を呈するに相違ないが故に、金の流出を醸すに至ると思はれる。否な金の解禁は金の流出を目的又は前提としたものに外ならない。解禁論者も亦金の流出を認めてゐること、思はれる。何故となれば、金の輸出禁止を解くとも金が少しも流出せまいと思はれる程國際受渡勘定が我國に取りて有利であるならば、圓は佛に對して平價を維持してゐるに相違なく、従つて金の解禁を主張する者がないであらうと推察され得るからで

ある。其の一證としては戦時並に戦争直後の好景氣時代中には金の輸出が今日と同じく禁止されてゐたにも拘らず、其の廢止を唱へる者の無かつたことを指摘するを得るであらう。

金の解禁後に於て正貨が斯くの如く流出するものであるとすれば、次に起る問題は如何程流出するやと云ふことに外ならない。如何となれば數千萬圓乃至一二億圓の流出は左程意とするに足らないが、假りに七八億圓を失ふことありとすれば、大問題と看做さるゝに至るであらうと思はれるからである。然らば幾何の金が解禁後例へば一ケ年間に流出するであらうかと云ふことは正確に豫言の出來るものでない。さりながら、金の輸出に大なる制限の加へられてゐるにも拘らず、本年一月始めより九月末迄の九ヶ月間に六億圓以上の貨物の輸入超過があつたのであるから、若し金の解禁を斷行すれば、一ケ年間に貨物の輸入超過が同額以上になるかも知れない。尤も本年の輸入額の中には復興材料も多量に含まれてゐるのみならず、十割の奢侈品税が將來に於て幾分か輸入の減退を誘致するに相違ないから、本年一月より九月迄の輸入超過を以て直ちに將來の輸入超過額の見

込を立つては穩當でない。然しながら、又一方に於ては金の解禁は「圓」の平價を恢復せしむるのであるから、解禁後に於ては今日よりも約二割安にて外國品を輸入することが出来る事情をも顧慮しなければならぬ。従つて金解禁後一ヶ年間の入超をば六億圓と見積るは過當と認め難い。勿論六億圓の入超があるからとて直ちに夫れが爲めに、一ヶ年間に六億圓の正貨が流出するに違ひないと斷言することを得ない。國際間には貿易の決済以外に公私外債の元利、海外事業の收益、保險料、運賃、移民の送金、外遊客の費消金、在外公館の經費等の受入及び支拂勘定があつて、此等の受渡勘定の差額と貿易の差額とを合計若しくは差引したるものが一國の正貨流出入の如何及び其金額を左右するのであるは言ふまでも無い。我國の貿易差額を除きたる他の受入勘定は支拂勘定よりも好景氣時代には一ヶ年數億圓多かつたこともあるが、近時在外事業及び海運の不振があり、又一方に於ては外債が増加した結果として、貿易外の受渡勘定が假りに相殺平均されないとしても、其差額が比較的少額になつてゐることに就きては疑を容るゝ餘地がない。従つて大體に於て正貨の流出額は貿易入超額に比例するものと看做して大過ある

まい。若し果して然りとすれば、六七億の正貨が流出することになる。我國の正貨保有高は約十五億圓であるから、六七億圓流出しては現今の制度の下に於ける兌換制度の維持が困難となる。尤も僅々一億二千萬圓に過ぎない保證準備を擴張して四五億に増加すれば、六七億圓の流出には堪えることが出来る。従つて正貨の大流出其物は由々敷問題ではないが、兌換制度を改正せずして正貨の流出を放任すれば、通貨は急激に收縮して金融迫逼を來たし、支拂停止者を輩出せしめ、物價は暴落し、一般經濟界を混亂せしむる虞れがある。

次に〔第四〕圓が平價以下に低落してゐるは我國の體面に關するが如く考へ、早く爲替相場の恢復せんことを希望してゐる者もあるやうである。戰爭前に在りては或る國の爲替相場が平價以下に著しく低落したる場合には、之を其國の疲弊せる一證と看做し得られたのであるが、戦後に於ては必ずしもそうでない。勿論一國の通貨の對外價値が國際的の受入勘定と支拂勘定との差額の其國に有利であるや將た又不利であるやに依りて定まるものなることは今日に於ても大體に於て眞理であるが、戦後に於ては諸國が財政上、金融上、外交上等の理由に基き種々の

非常手段を講じてゐる結果として、爲替相場が国力以下に低落してゐる場合が少なくない。此等非常手段の最も共通的で且つ重要なものは正貨輸出の禁止と紙幣の濫發とである。此兩政策を實行せる爲めに、爲替相場が若し其國に於て此政策を採らざりしならば落付くならんと思はれる點よりも遙かに低下してゐる例が少なくないから、今日に於ては爲替相場低落の程度は一國の經濟力を推定する目安として用ゆることが出來ない。従つて我國の圓が低落したとて、夫れの爲めに國民の體面に就きて何等顧慮することを要しない。假りに一步を譲つて通貨の對外相場の暴落は國民の恥辱であるとしても、尙ほ之に就きて憂慮するの必要がない。何故となれば此恥辱を忍ぶのが世界の流行であつて、其の必要な國は例外である。今日強大國中に於て通貨の平準相場を維持してゐるのは米國のみであつて、他の強國の爲替相場は皆な低落してゐる。英佛然り、獨伊然り、露國も亦然りである。否な強國と然らざるを問はず、平準爲替相場を維持してゐる國は米國以外に瑞典、ブラジル、波蘭等少數の二等國に過ぎない。加之、圓に於ける如く平價に對する約二割の低落は今日諸外國の通貨低落率に比して寧ろ僅少であつて、

大多數の場合にては其低落率は遙かに二割を超えてゐる。

(第五)金解禁論者中には我國の通貨が「弗」に對して二割下落してゐる爲めに、總ての對外的受入勘定並に支拂勘定に就きて我國は二割宛損失を招きつゝありと信じてゐる者がある。例へば本年一ヶ年の輸出入の總額が四十億圓であつて、圓の低落率の一ヶ年の平均が二割であるとすれば、合計約八億圓の損失を我國が負擔しなければならぬことになる。是れは頗る珍説である。假りに一邦人が一千弗のピアノを米國より購入するとすれば、之に對して邦貨二千五百圓百圓に付四十弗と假定すを支拂はねばならぬから、大約五百圓程損した計算になる。然し此五百圓はピアノ輸入者の損失と看做すことを妨げないかも知れないが、國民全體の見地より觀て必ずしも夫れ丈の損失を代表してゐるのではない。何故となれば、輸入者は二千五百圓にて購入せる額面一千弗の爲替券にて支拂を完了するのであるが、此爲替の決済として我國より米國に引渡さるゝ正貨は大約四百圓の金であつて、此四百圓の金は米國にては一千弗、我國にては二千圓の價值を有してゐるものである。爲替相場が平價を維持してゐるとすれば、額面千

弗の爲替券は大約二千圓にて買入れることが出来、此際米國に引渡さるゝ金も亦四百匁である。従つて爲替相場が如何程狂つてゐても、對外的受入及び支拂勘定に就きて國民全體が大なる損失を蒙ると云ふが如きことはない。尤も金本位國と銀本位國との間に於て爲替相場が變動したとすれば、通貨の下落した國は損失を蒙る。例へば銀が低落して「兩」の爲替相場が暴落したとすれば、銀貨國たる支那は損失を招く。是れは已むを得ない。何故となれば、支那の有する銀の市價が下落した結果として、支那の國民財産の價値が夫れ丈け減少したことになつてゐるからである。然しながら、我國は銀本位國でないから、此心配は無い。

尤も爲替相場が頻繁に激變する場合には、爲替銀行は其變動を利用して暴利を貪ることがあるから、若し我國の外國爲替を取扱ふ者が主として外國銀行であるとするれば、其等外國の爲替銀行が相場激變の爲めに特に利する所は我國民の失ふ所と看做さなければならぬのであるが、我國の外國爲替の大部分を取扱ふ銀行は外國銀行に非ずして、主にも正金、臺灣、住友等の我國の銀行である。

〔第六〕最後に我國の物價を引下げ生活費を輕減せしむることを論據として金の

解禁を主張してゐる者がある。金を解禁すれば、圓が平價を恢復し、圓が平價を恢復すれば、輸入が刺戟され、物價が低落して生活費が減少するのは論者の説の通りである。然しながら、此理由のみに依りて直ちに金の解禁を一良策とすることを得ない。生産者たるは否とに拘らず、我々個人は皆な消費者であるから、幼少の時より物價の高きことは災害であるとの思想が深く頭腦に浸込んでゐる。然しながら、物價の低きこと夫れ自身が我々の幸福でないと同じく、物價の高きことも夫れ自身に於て何等我々の不幸と看做す可きものではない。例へば物價が二倍となつても、収入も亦二倍に膨脹すれば、何等失ふ所はない。又、假りに物價が五割に低落することも、収入が従前の四割又は三割に減少すれば、我々は何等得る所はないのみならず、却つて従來よりも大なる生活難に陥らなければならぬ。然るに、物價が急激に低落すれば、上述の如く破産者が輩出し、事業界が一般に不振となり、幾多の失職者並に失業者を出すことになり、一般世人の収入が激減するか或は又皆無になるから、物價が低落した爲めに却つて生活難の問題を紛糾せしむるに至るの虞れがある。



以上六種の金解禁説に對して聊か批評を加へたが、孰れの論據も容易に首肯し能はざるものなることを見るのである。然らば此際政府の政策に何等變更を要するものがないかと云ふに、そうでない。政府は是まで誤りたる爲替政策を採り來つたのであるから、之を改める必要がある。政府は一昨年以來在外正貨をば適宜に拂下げて爲替相場の調節を圖つてゐたのであるが、拂下正貨が缺乏するに至つたので、本年初頭に於て巨額の外債を募集して是れの補充を試みたのである。是れが爲めに、我國の「圓」は低落す可き所まで低落してゐない。既に上文に於て反覆論述したるが如く、「圓」の低落は左程憂ふる可きもので無いから、政府は金の輸出を依然として一般的に禁止するは固より、正貨の例外的拂下を斷然中止して、爲替相場を其の成行に任かす可きである。されば、「圓」は一時尙ほ一層低落するも、輸入が夫れが爲めに減退し、輸出は却つて膨脹する結果として、「圓」は幾分か恢復するに至るであらう。

要するに、「圓」は「弗」並に「磅」等に對しては平價以下であるが、他の大多數の外國通貨に對しては平價以上の相場を維持してゐるのである。従つて、「圓」は低落してゐる

と云ふよりも寧ろ騰貴してゐると云ふを至當とするかも知れない。貿易不振の一原因も茲に存してゐるのである。